

建築設備士関係団体CPD協議会 参加者用CPDガイド

平成21年 12月 14日

《建築設備士関係団体CPD協議会事務局》

- (社) 空気調和・衛生工学会
- (社) 建築設備技術者協会
- (社) 電気設備学会
- (社) 日本設備設計事務所協会
- (財) 建築技術教育普及センター

<目 次>

1 建築設備士関係団体CPD協議会について	- 1 -
1. 1 建築設備士関係団体CPD協議会の設立経緯等について.....	- 1 -
1. 2 運営実施体制.....	- 2 -
2 協議会CPDへの参加について	- 3 -
2. 1 協議会CPDへの参加登録からCPD記録のCPD実績証明書の発行までの流れ.....	- 3 -
2. 2 協議会CPDの参加登録の対象者.....	- 3 -
2. 3 CPDの形態及び分野.....	- 3 -
2. 4 CPDの実施.....	- 4 -
2. 5 CPD形態分類表及び分野分類表.....	- 4 -
2. 6 協議会CPDの参加登録.....	- 6 -
2. 7 単位の取得方法.....	- 6 -
2. 7. 1 認定プログラムへの出席.....	- 6 -
2. 7. 2 自己申請.....	- 7 -
2. 8 CPDデータ管理手数料の納入.....	- 7 -
2. 9 変更等の届出.....	- 7 -
2. 10 建築CPD情報提供制度との関係.....	- 8 -
3. 問合せ先一覧	- 8 -
3. 1 協議会CPDの参加登録先について.....	- 8 -
3. 2 建築CPD運営会議及び建築CPD情報提供制度について.....	- 8 -
4. 個人情報の取り扱いについて	- 9 -

1 建築設備士関係団体CPD協議会について

CPD : (Continuing Professional Development : 継続職能開発)

1. 1 建築設備士関係団体CPD協議会の設立経緯等について

国土交通省において「公益法人に対する行政のあり方の改革実施計画」に基づき、建築設備士制度が変更され、建築設備士の更新講習が廃止(平成15年6月)となりました。このため、今後は、資格者自身が自己の責任により、技術の維持・向上を図ることが期待されることとなりました。

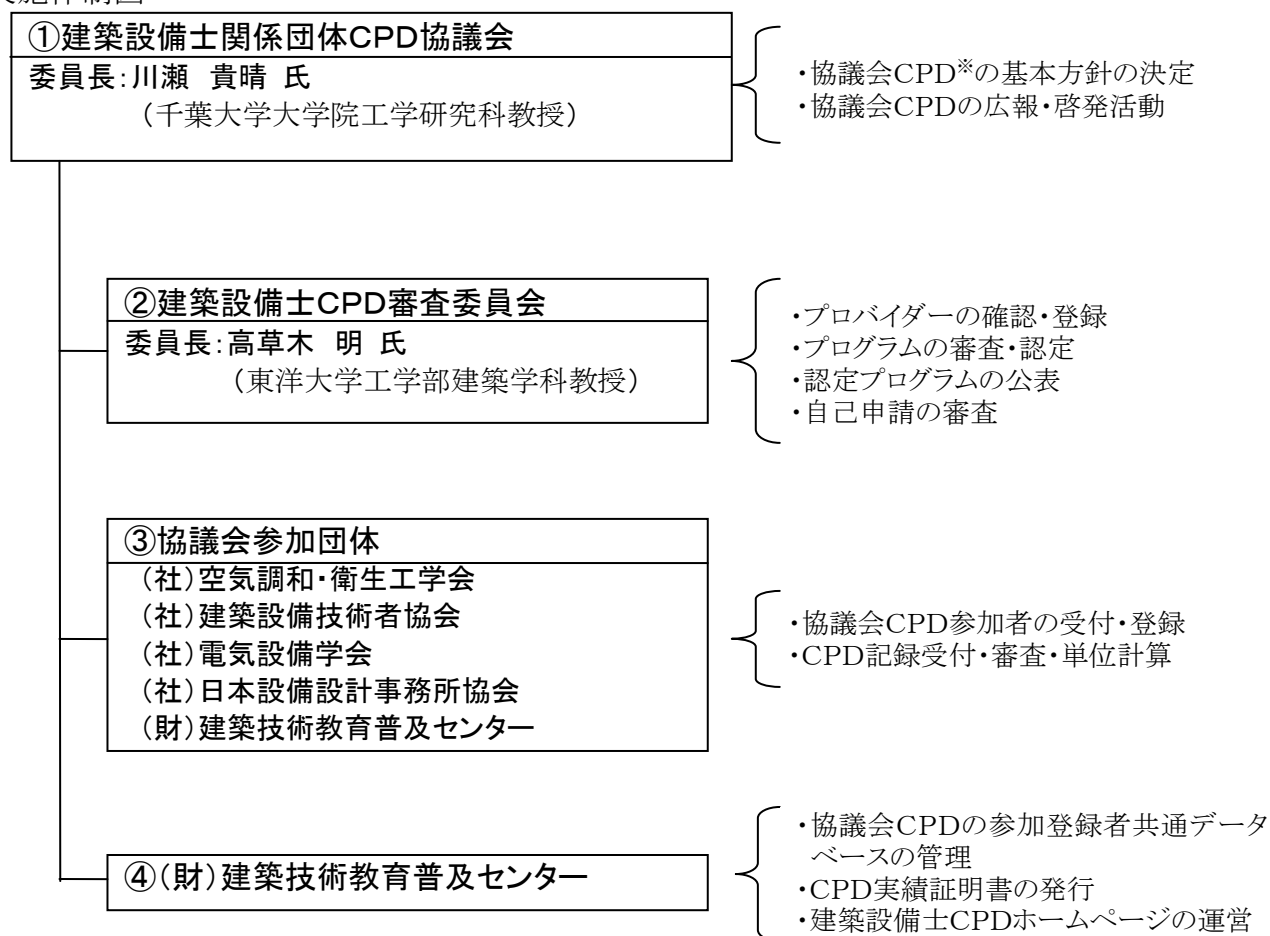
このような背景のもと、建築設備士の継続職能開発(以下、「CPD」という。)の推進に係る連絡、調整を図るため、(社)空気調和・衛生工学会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会、(財)建築技術教育普及センターの5団体(以下、「建築設備士関係団体」という。)は、「建築設備士関係団体CPD協議会(以下、「協議会」という。)」(委員長：鎌田 元康氏(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授)《当時》)を設立(平成16年1月)し、記者発表等(平成16年9月)を行い、平成16年10月から運用がスタートしました。

建築設備士のCPDは、自己の責任により、技術や知識の向上を図るものです。日常の業務において知識や技術の習得は行うことができますが、建築設備分野の技術・知識は日々進歩しており、これらについて適宜習得しておくことが必要となります。日常業務だけでは、専門家として十分な技術・知識を習得することができないため、講習会への参加、専門書の講読等の活動を行い、専門家としての必要な技術・知識を習得しようとするものです。

協議会としては、自己研鑽を通じた建築設備士の技術や知識の向上、建築設備士の社会的認知度の向上を図りたいと考えております。

1. 2 運営実施体制

実施体制図

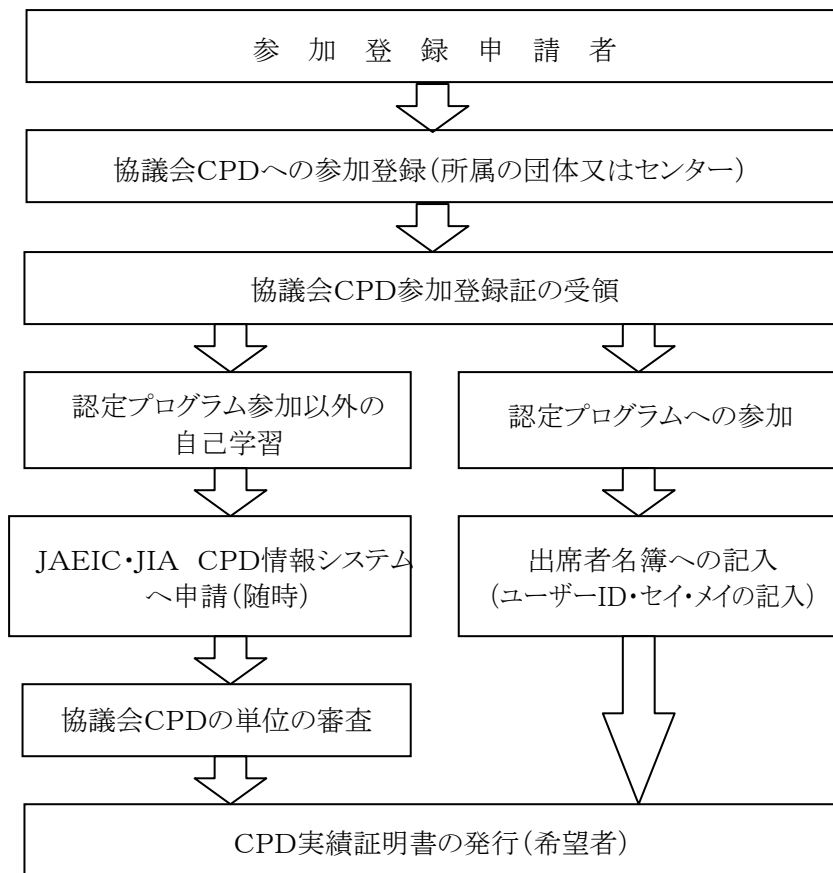


※協議会CPDとは、建築設備士関係団体CPD協議会のCPDをいう。

- ①協議会においては、協議会CPDの実施体制の基本的な方向性に係る検討と決定を行うとともに、広報・啓発活動を行います。
- ②建築設備士CPD審査委員会（委員長：高草木明氏（東洋大学工学部建築学科教授））は、協議会のもとに設置し、プロバイダーの審査・登録、プログラムの審査・認定、参加登録者の自己申請の審査及びそのデータベース管理の体制を整えます。
- ③協議会参加団体は、協議会CPDの参加者の受付・登録、CPD記録の受付・審査・単位計算を行います。
- ④（財）建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）は、協議会CPDの参加登録者共通データベースの管理、CPD実績証明書の発行を行います。また、センターホームページ内の建築設備士関係団体CPD協議会ページ（以下、「協議会ホームページ」という。）（<http://www.jaic.jp/bmeecpd.htm>）の運営を行います。

2 協議会CPDへの参加について

2. 1 協議会CPDへの参加登録からCPD記録のCPD実績証明書の発行までの流れ



2. 2 協議会CPDの参加登録の対象者

協議会CPDの参加者については、建築設備士が対象となります。

2. 3 CPDの形態及び分野

CPDの形態及び分野については、次のとおり分類しています。

<形態>(詳細は、P4「2. 5 表1 CPD形態分類表」参照)

- ①参加学習型：提供されたプログラムを受講するもの
- ②情報提供型：研究成果等、自らの知識・技能を他の技術者に提供・講義するもの
- ③自己学習型：個人的に学習するもの
- ④実務型：建築設備に関する業務

<分野>(詳細は、P5「2. 5 表2 CPD分野分類表」参照)

- ①倫理・法令分野：倫理、法律・規準・基準・規格・建築紛争 等
- ②設計・監理分野：計画系、構造系、設備系
- ③施工管理分野：建築系、設備系
- ④マネジメント分野：生産・管理、事務所等運営
- ⑤関連分野：建築論、技術動向等

2. 4 CPDの実施

CPD単位数

協議会CPDにおいては、CPDプログラムの実施を単位化しています。

協議会CPDにおける単位数の換算方法は、学習時間に「重み付け係数」を乗じた数とし、1年間に取得する単位数の下限はありません。

なお、重み付け係数は、CPDの形態により異なり、詳細につきましては下記の「表1. CPD形態分類表」をご覧ください。

2. 5 CPD形態分類表及び分野分類表

表1. CPD形態分類表

形態	協議会単位数		内容	
	重み付け係数	年間の上限値		
1 参加学習型	特別認定講習会	× 2	なし	
	講習会	× 1	なし	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等
	見学会	× 1	20/年	見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察）
2 情報提供型	講師	× 2	なし	基準・規準・指針・マニュアル等講習会。セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）見学会・国内外視察の講師
	執筆	× 1*	40/年	論文、機関誌、本・雑誌等の執筆（*：2時間／頁として換算する）
	委員会	× 1	12/年	建築関係団体及び建築設備関係団体における委員会等への出席
	社会貢献	× 2	なし	震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動
3 学習自己型	専門書誌等講読	× 1	なし	専門書、各団体の機関誌・雑誌記事等の読書
4 実務学習型	建築構造に係る業務	×1/10		（協議会CPDでは使用しません。）
	建築設備に係る業務	×1/10	15/年	教職にあつては授業を含む
	業務	×1/10		（協議会CPDでは使用しません。）
5 その他	その他			

（協議会単位：実時間×重み付け係数）

表2. CPD分野分類表

分野	課題項目	内 容	システム表示名	
倫理・法令分野		倫 理	倫 理	
		法律、規準、基準、規格、建築紛争	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
		その他	その他	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、計画系その他	計画系	
	構造系	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他	構造系	
	設備系		空 調	空 調
			衛 生	衛 生
			電 気	電 気
			輸 送	輸 送
			全 般	全 般
	その他	その他		
施工管理分野		建築系	建築系	
		設備系	設備系	
マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、その他	生産・管理	
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他	事務所等運営	
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、都市計画、保存、景観、福祉、環境、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他	関連分野	

2. 6 協議会CPDの参加登録

協議会CPDを開始するためには、協議会CPDへの参加登録が必要です。

協議会CPDに参加登録を行うと同時に「建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度（以下、「建築CPD情報提供制度」という。）」に参加することとなります。（「2. 10 建築CPD情報提供制度との関係」参照）

建築CPD情報提供制度については、「建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度」ホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)をご覧ください。

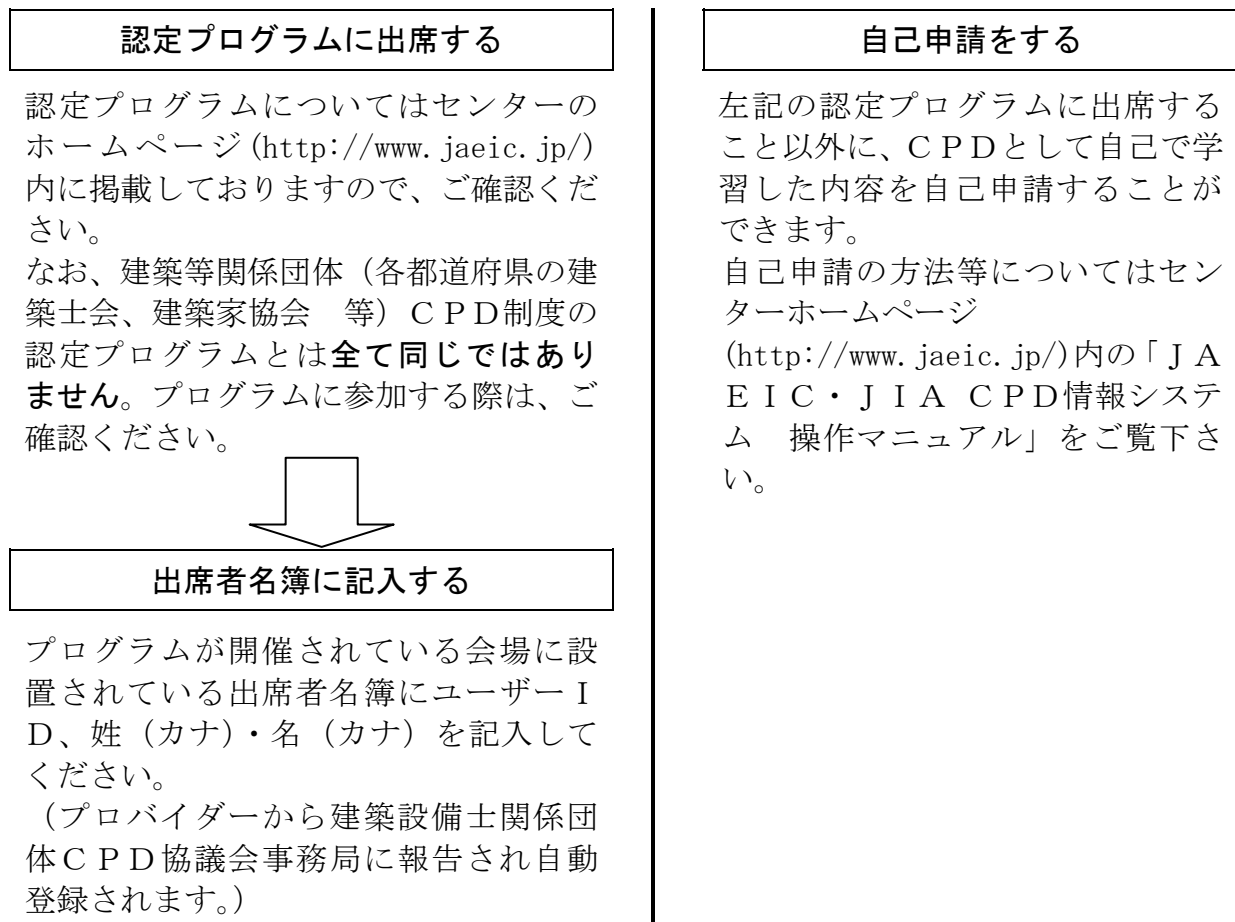
協議会CPDの参加登録は、原則として、所属している団体において行いますので、詳細については、各団体にお問合せ下さい。（「3. 問合せ先一覧」参照）

（どの団体にも所属していない方は、センターにおいて参加登録を行いますので、センターにお問合せ下さい。（「3. 問合せ先一覧」参照））

2. 7 単位の取得方法

単位を取得する方法は、以下に掲げる2つの方法があります。

●単位取得までの流れ



2. 7. 1 認定プログラムへの出席

協議会CPDに参加された方は、協議会及び建築CPD情報提供制度に認定されたプログラム（以下、「認定プログラム」という。）に参加することにより、単位を取得することができます。認定プログラムについては、センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)内に掲載しておりますので、ご覧ください。

認定プログラムとは、建築CPD情報提供制度により、建築士等の研修として相応しい講習会等を予め認定したプログラムのことです。

《重要》

- ① 「認定プログラム」に出席した際は、プロバイダー（講習会等主催者）が用意した建築CPD情報提供制度出席者名簿（以下、「出席者名簿」という。）に必ず「ユーザーID」と「氏名（姓：カナ）・（名：カナ）」を記入して下さい。認定プログラムへの出席記録は、プロバイダーから事務局に送付された後に、「JAEIC・JIA CPD情報システム」に反映されます。^{*1}
- ② 「JAEIC・JIA CPD情報システム」とは、インターネットを使用したCPD記録を管理するシステムであり、参加登録証に記載された「ユーザーID」及び「ログインパスワード」を入力しシステムにログインすることにより、自己のCPD記録を随時入力、確認することができるシステムです。
- ③ 「JAEIC・JIA CPD情報システム」の使用方法については、センターホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)内の「JAEIC・JIA CPD情報システム 操作マニュアル」をご覧ください。
- ④ 認定プログラムに出席し上記のような手続きを行った場合は、自己申請^{*2}はしないで下さい。

*1 出席者名簿に記載された文字が判別できない場合は、単位として反映されないことがあります。

*2 「2. 7. 2 自己申請」（次項目）参照。

2. 7. 2 自己申請

認定プログラムに出席すること以外に、CPDとして自己で学習した内容を自己申請することができます。

（社）日本設備設計事務所協会、（社）建築設備技術者協会又はセンターに参加登録の方は、「JAEIC・JIA CPD情報システム」を使用して、次のとおり、CPD記録を自己申請して下さい。

なお、（社）空気調和・衛生工学会又は（社）電気設備学会に参加登録の方は、参加登録を行った団体にお問合せ下さい。（「3. 問合せ先一覧」参照）

《重要》

参加登録者は、実施したCPDとしての学習記録を「JAEIC・JIA CPD情報システム」に自己申請してください。

自己申請の方法等については、センターホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)内の「JAEIC・JIA CPD情報システム 操作マニュアル」をご覧ください。

2. 8 CPDデータ管理手数料の納入

参加登録者がCPD記録の審査及びデータの蓄積をしていくためには、毎年1回、CPDデータ管理手数料の納入が必要となります。

振込先については、参加登録団体により異なりますので、詳細については、各団体にお問合せ下さい。（「3. 問合せ先一覧」参照）

2. 9 変更等の届出

参加登録者は、参加登録団体に届け出て下さい。

2. 10 建築CPD情報提供制度との関係

協議会は、平成18年5月に建築CPD情報提供制度より制度認定を受け、協議会参加登録者は、同時に建築CPD情報提供制度参加登録者となりました。また、協議会及び建築CPD情報提供制度により認定された講習会・見学会等のプログラムに出席することにより、CPD記録を蓄積することができるようになりました。したがって、協議会と建築CPD情報提供制度のどちらの認定プログラムに出席しても、CPD記録が蓄積されることになりました。

ただし、協議会と建築CPD情報提供制度との単位換算方法は異なり、建築CPD情報提供制度においては、認定プログラム出席による単位取得（実時間）*のみとし、自己申請による単位取得は認められておりません。

*参加した認定プログラムの時間が単位として蓄積されます。

（協議会は認定プログラムの実時間に「重み付け係数」を乗じた数を単位とします。

「重み付け係数」については、P4「表1. CPD形態分類表」をご覧ください。）

3. 問合せ先一覧

3. 1 協議会CPDの参加登録先について

(社) 空気調和・衛生工学会 CPDセンター

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-1 中島ビル

TEL: 03-3363-8261 FAX: 03-3363-8266

<http://www.shasej.org/>

(社) 建築設備技術者協会

〒105-0004 東京都港区新橋6-9-6 12東洋海事ビル7階

TEL: 03-5408-0063 FAX: 03-5408-0074

<http://www.jabmee.or.jp/>

(社) 電気設備学会

〒113-0033 東京都文京区本郷1-12-5

TEL: 03-5805-3375 FAX: 03-5805-3265

<http://www.ieiej.or.jp/>

(社) 日本設備設計事務所協会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-10-2 みさきビル

TEL: 03-5276-1381 FAX: 03-5276-1390

<http://www.jieoa.or.jp/>

上記の団体に所属していない方

(財) 建築技術教育普及センター

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビルディング)

TEL: 03-5524-3105 (代表) FAX: 03-5524-3223

<http://www.jaeic.jp/bmeecpd.htm>

3. 2 建築CPD運営会議及び建築CPD情報提供制度について

建築CPD運営会議事務局 ((財) 建築技術教育普及センター)

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビルディング)

TEL: 03-5524-3105 (代表) FAX: 03-5524-3223

<http://www.jaeic.jp/>

4. 個人情報の取り扱いについて

建築設備士関係団体CPD協議会（以下「協議会」という。）は、建築設備士CPDに関するデータ管理等にあたり、協議会CPD参加登録者（以下、「参加登録者」という。）の氏名、生年月日、現住所、勤務先等の必要な個人情報を取得します。

協議会では、この個人情報の取扱いについては、個人情報に関連する法令等を遵守し細心の注意を払います。

以下に、個人情報の利用目的、個人データの第三者への提供などの取扱いの内容について説明しますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

1. 個人情報の利用目的

協議会は、建築設備士CPDに関するデータ管理等業務を行うため、個人情報を収集し、利用します。

2. 第三者への提供

(1) 次のいずれかに該当する場合には、参加登録者の個人データを第三者に開示・提供いたします。

イ 参加登録者の同意がある場合

ロ 参加登録者個人を識別できない状態の場合

ハ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、参加登録者の同意を得ることが困難である場合

ニ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、参加登録者の同意を得ることが困難である場合

ホ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、参加登録者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

ヘ 法令等に基づく場合

(2) 次のいずれかに該当する場合には、参加登録者の個人データを第三者に開示・提供いたします。ただし、この場合、参加登録者からの申し出がある場合は、開示・提供いたしません。

イ 参加登録者又は公共の利益のために必要であると判断される場合

ロ 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度*の事務局に対し、参加登録者の氏名、建築士等の資格取得情報（取得資格、登録番号）、CPD履修記録を開示・提供する場合。

* 建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度については、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>)を参照してください。

3. 建築設備士関係団体CPD協議会参加団体

社団法人空気調和・衛生工学会、社団法人建築設備技術者協会、社団法人電気設備学会、社団法人日本設備設計事務所協会、財団法人建築技術教育普及センター

4. 個人情報の管理

協議会は、個人情報に関連する法令等を遵守し、参加登録者の個人情報の取扱いについて細心の注意を払って取扱います。

5. 個人情報に対する安全対策の実施

協議会で取得した個人情報については、組織的、人的、物理的及び技術的に適切な管理に努めており、個人情報への外部からの不正アクセス、個人情報の紛失、毀損、改ざん、漏洩等への危険防止に対する合理的、かつ、適切な安全対策を行っております。

6. 個人情報に関するお問合せ等

個人情報に関するお問合せは、下記でお受けいたします。

担 当 建築設備士関係団体CPD協議会 事務局

(財団法人建築技術教育普及センター)

住 所 東京都中央区京橋2-14-1 (兼松ビルディング)

電 話 03-5524-3105 (代表)